

平成 29 年 4 月 12 日

各 位

会社名 インспек株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史  
(コード番号：6656 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 富岡 喜栄子  
TEL 0187-54-1888 (代表)

### 課徴金納付命令決定の取消訴訟の提起について

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、金融庁長官が当社に対して平成 29 年 3 月 14 日になした課徴金納付命令決定の取消しを求め、訴訟を提起することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 訴訟の内容

金融庁長官が当社に対して平成 29 年 3 月 14 日になした、課徴金 1,224 万円を同年 5 月 15 日までに納付することを命じる決定の取消しを求めるものです。

##### 2. 訴訟を提起した理由

(1)平成 29 年 3 月 14 日付け「金融庁による課徴金納付命令の決定について」にてお知らせいたしましたとおり、平成 25 年 3 月 28 日及び同月 29 日に行われた当社株式の買付行為、並びに平成 25 年 4 月 1 日付け「当社株式の時価総額が 3 億円以上になったことについて」と題するリリースの開示をめぐって、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされ、審判手続が行われてきました。その結果、平成 29 年 3 月 14 日付けにて、金融庁より、納付すべき課徴金の額を 1,224 万円、納付期限を平成 29 年 5 月 15 日とする旨の決定（以下、「本件課徴金納付命令決定」といいます。）がなされました。

(2)本件課徴金納付命令決定においては、買付行為が当社の業務として行われたものであると認定し、これが金融商品取引法第 158 条の定める「偽計」の要件に該当すると判断しています。当社は、買付行為について当社役員の指示等は存在せず、また金融商品取引法第 158 条の「偽計」の要件に該当しないこと等を主張立証してまいりましたが、本件課徴金納付命令決定に至ることとなり、大変遺憾であります。

当社といたしましては、審判手続きの経過及び本件課徴金納付命令決定の理由を踏まえましても、本件課徴金納付命令決定には、その事実認定に重大な誤りがあり、かつ法

令解釈を誤ったものであって、これを承服することはできませんので、司法の公正な判断を仰ぐため、訴訟を提起いたしました。

(3)なお、当社は、本件課徴金納付命令決定にかかる課徴金 1,224 万円全額を納付期限までに納付いたします。また、当社は、すでに平成 28 年 4 月期第 3 四半期において、課徴金引当金繰入額 1,224 万円を特別損失として計上しております。

3. 訴訟の提起をした裁判所及び年月日

東京地方裁判所民事部 平成 29 年 4 月 12 日

4. 訴訟を提起した者（原告）

原告 インスペック株式会社

秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷 79 番地の 1

代表取締役 菅原 雅史

5. 訴訟の相手方（被告）

被告 国

東京都千代田区霞ヶ関一丁目 1 番 1 号

代表者法務大臣 金田 勝年

処分行政庁 金融庁長官 森 信親

6. 今後の見通し

本件が平成 29 年（2017 年）4 月期の業績に与える影響はありません。

以 上